〇南加代子委員長

おはようございます。ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

これより、所管事務調査についてお諮りします。

調査事項については、令和８年度岸和田市教育委員会の点検・評価報告書について、目的については、所管事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため、方法については、関係機関への調査、期間については、今定例会中とすることに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように決定します。

では、所管事務調査、令和８年度岸和田市教育委員会の点検・評価報告書について、理事者より説明を受けたいと思います。

〇山田潤教育総務部長

それでは、令和８年度岸和田市教育委員会の点検、評価の結果について、御報告をいたします。

この点検、評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定で実施が義務づけられており、平成20年度から毎年度実施いたしております。このたび、岸和田市教育委員会評価委員会からの御意見を頂戴し、今年度の報告書を取りまとめましたので、議会に提出させていただき、その概要について御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の報告書を御覧ください。なお、説明の中で申し上げますページ番号については、タブレットのページ番号で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、３ページをお願いいたします。

「はじめに」では、点検、評価を実施するに至った経緯や趣旨を記載しております。

続きまして、４ページをお願いします。４ページ、目次ですが、今年度の点検、評価の対象は、項目番号１、授業の改善・読書活動の充実から、項目番号の18、屋内外における多彩な行事の開催までの18項目でございます。

次に、５ページをお願いいたします。５ページ、最上段（１）目的ですが、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することといたしております。以下、実施方法や点検、評価の経緯などについて記載をいたしております。

続きまして、６ページ、お願いします。６ページ、点検・評価シートの見方を記載いたしております。

次の７ページは、本点検・評価の結果についての評価委員会の総評でございまして、全体としておおむね適正である旨の御意見を頂戴しているところです。

８ページをお願いいたします。このページから43ページまでは、教育重点施策に掲げた施策体系を基に、各課の懸案事項など、主要な施策事業を抽出し整理した18項目について点検・評価シートにまとめたものでございます。各シートは令和７年度における事業の概要や取組の状況を数値化して点検し、さらに、評価委員の意見を参考にしながら、組織の成果や評価、今後の課題、方向性をお示しいたしております。

少し飛びます。恐れ入ります、44ページをお願いいたします。44ページには教育委員会会議の実施状況を、次の45、46ページには教育委員の主な活動状況を記載しております。47ページ以降は資料といたしまして、関係する要領や法令、規則などを記載しております。

最後になりますが、この報告書は10月１日以降にホームページや各市民センターな

どで公開をし、市民の皆様に広く御意見をお伺いさせていただく予定でございます。お寄せいただいた御意見は次年度以降の点検、評価に活用いたしたいと考えております。

令和８年度岸和田市教育委員会の点検・評価報告書の御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇南加代子委員長

ただいまの説明に対して御質問等がございましたら、冒頭にページ番号、担当課名、該当する項目をお示しの上、御発言をお願いいたします。

〇高比良正明委員

それでは、点検シートの項目で番号は申し上げますけども、質問に関しては14問ございます。

それでは１番から始めます。８ページ、９ページの授業の改善・読書活動の充実について。８月27日、私のこれまでの質問の成果を喧伝する、井舎議員より一夜漬けのような質問がありましたけれども、学校司書は専任であればいいというだけではありません。その業務の中で読書活動を推進できるような取組を行わねば、各議員の考える、図書館は無料貸本屋で本の受渡しをするだけのロボットと同じとなってしまいます。プロの司書としてそんなはずはありませんが、勤務時間が少ないことで不足はあると考えられます。

時間制限のある中、読書を推進する取組も行われていると聞いております。具体例をお示しください。

〇石井良和学校教育課長

学校司書の各校における取組としましては、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルや授業者と連携した図書館活用、また、食育と絡めた取組等、多岐にわたっております。

〇高比良正明委員

取組をさらに発展させていただくということにして、最も課題なのは、本を読まない子供たちや図書館にすら来ない子供たちに対してどのようにアプローチをしていくかですけども、これはどう行われているのでしょうか。

例えば、居場所としてくつろげるスペースをつくったり、ボードゲームなどを配置したりして、まずは来館をするような仕掛けをするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〇石井良和学校教育課長

委員御指摘のように、不読率の高さをどのように改善するかは課題であると捉えております。図書館が本来の読書、情報、学習センターの機能だけではなく、子供たちにとって心を落ち着けたり居場所の１つになったりするように、学校によっては、じゅうたんや畳を用いて子供たちが座れるスペースをつくったり、来室した子供たちが学校司書に相談したりということもあります。委員からお示ししていただいた取組についても、今後調査研究してまいります。

〇高比良正明委員

図書館の環境づくりについてはハード面をしていただいているということなんですけども、それだけではなく、学校司書の方の子供たちへの関わりについても非常に大きいというふうに考えます。

昨年度は専任が11校、兼任が24校、今年度は専任が15校、兼任が20校と、年次的に拡充をしているのはいいことだと思いますけれども、現在の非常勤の扱いでは、たとえ専任であったとしても、図書館が子供たちの居場所の１つとなることは非常に難しいと考えます。常勤で雇用をして、勤務時間も早出、遅出と、ある程度柔軟にできるようにすべきだと思いますが、いかがでし

ょうか。

○石井良和学校教育課長

委員に御提案いただきました学校司書の常勤雇用ですが、教育委員会としましては、まずは全ての小中学校に専任の学校司書を配置することを目指しております。その上で、勤務日数や時間について、今後も適切に検討してまいりたいと考えております。

○高比良正明委員

本年度までを対象とする第６次学校図書館図書整備等５か年計画については、何度も質問をしまして、交付金で図書、新聞、そして司書についても充実が図られつつあるところです。

日本は教育に予算をかけない国だと言い続けているように、教員も世界に反してタブレットに替える時間を増やし、予算の７割と言われる人件費の削減を図っておりますので、７次計画でも常勤司書との記載はないと予想しております。

しかし、佐野市長は子育て世代に選ばれる岸和田を掲げております。これは既に世界のアナログ化に逆行する「動画を見せて楽に子育てをし、読み書き、運動能力、対人関係能力の欠けた子供を育てよう」ではないでしょうから、ビブリオバトルに参加できない多くの子供たちのために、図書館を充実させるためにも、最低限、官製ワーキングプアではない司書とするように提言をして、次の質問に移ります。

２番、10ページから、支援体制の充実。支援が必要な子供たちが自立や社会参加に向けて必要な力を養うために、個々に目標を立て、指導支援を行っているというふうに思いますが、保護者や所属機関で共通理解をして支援を引き継いでいくといった手段はあるでしょうか。

○松本真里人権教育課長

本市では、支援が必要な乳幼児期から成人まで、様々な機関で受けた支援内容を積み重ね、保護者と所属機関で関わる支援者が子供の状況を適切に共通理解し、将来の目標を見据えながら、一貫した継続的な支援の在り方を引き継いでいく個別の教育支援計画、通称あゆみファイルというものがございます。

○高比良正明委員

あゆみファイルがあるということは理解をしているんですけども、子供たちの成長過程や目標の達成状況等、校種をまたいだ情報共有の場はあるでしょうか。あるとすれば、その内容をお答えください。

○松本真里人権教育課長

毎年、関係機関と共催で特別支援教育に関する研修や情報交換会を実施しております。情報交換会では就学前機関、小中高教員、市の福祉部局、支援学校が参加し、中学校区のブロックごとで、あゆみファイルの活用状況や学校間での支援の取組状況について情報交換を行っております。

参加した教職員の感想では、今作成しているあゆみファイルが次の就学先でどのような支援に生かされているのか分かったとか、卒業した子供があゆみファイルで引き継いだ支援を基に中学校や高校で取り組んでいるのかを情報共有できたと聞いております。

今後も校種間での情報共有の場を継続し、子供たちの支援の効果検証も行いながら、よりよい好事例については情報発信してまいります。

○高比良正明委員

校種間でのあゆみファイルの引継ぎは理解をしましたけれども、これは最終学歴となるであろう高校で終了するのでしょうか。そこからの社会人生活の始まりの一定期間までつながれないのでしょうか。

○松本真里人権教育課長

あゆみファイルは御家族の方の持ち物として、乳幼児期から成人までの支援内容、一貫して継続的な支援ができることを目指して作られたものです。就労においても、御家族や本人があゆみファイルを活用して今までの支援経過を就労先に伝えることは可能であると考えております。

○高比良正明委員

今の答弁を聞いておって、昔の写真アルバムを思い出したところなんですけども、単なる成長の記録ということだけではなく、それを家族がどう活用するかも含めて、十分な理解を保護者がされないと、子供が社会で活躍する手助けとして不足をする場面もあるかと予想しますので、どこまで伴走ができるのか。そして教師個人に頼る部分が大きい今の手法も含めて勘案をするように提言をして、次の質問に移ります。

３番、12ページから産業教育の充実について。産業高校においては、英検、簿記だけではなく宅建士、行政書士、消防設備士、ファイナンシャルプランナーなど、受験資格がない実務的資格について、就職のために支援をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

高等学校におけます各種の検定資格は、基本的には学習指導要領に基づいた内容で出題され、学校での学習の理解度、到達度をはかることを目的としております。高校で検定資格を取得するということは、知識、技能のあかしになるだけではなく、学業成績が優秀であるというあかしにもなります。そのため、大学入試や企業の採用選考で高く評価していただけ、進学と就職の両方に使える、そういう仕組みになってございます。

もちろん本人の興味、関心、能力に応じて他の資格に挑戦すること自体は全く否定するものではございませんが、そもそもそのような資格を高校生の進学、就職において活用できる機会がなかなかないというのが実情でございます。

高校としては、高校生段階で取ることで高い評価が得られる、そういう資格を優先して、できるだけ多く取得することに注力する。そこが生徒の利益につながるというふうに考えてございます。

○高比良正明委員

今の答弁聞いてたら、現実的に教える教員がいないということを背後にこれを述べられたんじゃないかなというふうに想像するわけですけども、最近は、私が挙げた各資格については、ユーチューブで教える動画が多く見られますし、いずれも高価な予備校の資料で学ばずとも独学でも取得ができたり、学校では教えない法律の学びにもつながると考えます。特に民法など、社会生活でも身につける知識となり得るのではないでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

もちろん、資格には至りませんけども、当然、社会科等ではそういう法律関係というのも一定授業等で指導するということにはなってございます。ただ、そういう資格というのを取ること自体、否定はしないんですけれども、高校段階で取れる資格、高校で学ぶべき資格というのをおろそかにしてまでそっちのほうを優先してしまうというのは、やはりこれは本末転倒になってしまうかなというふうに考えてございます。

○高比良正明委員

非常に近視眼的で、これ多分、そういう資格については、後で企業が取らせればいいじゃないかというような、そういうお考えかとも思いますけども、これ、社宅と同様に、公の仕事を民に任せるというような考えに基づく答弁だというふうに考えてま

す。

私は現状の簿記や英検を否定してるわけではございません。産高の入り口には表彰をされている資格の５冠王というものがありますけども、それらに基づく資格を推奨をまずするんだということももちろん理解をしています。その上で別途の資格を今示したところなんですけども、これは、再度申し上げますが、日本の教育に欠けている法教育をも補完する資格となっております。法律は赤ちゃんであっても縛られるものですが、大学に行くまで法は知らなくてよいと産高は考えた上で、さらなる資格は不要との答弁でしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

もちろん法律を知らなくてもいいというふうに申し上げてるわけではございませんが、やはり高校段階できちんと学んでおくべきこと、そして大学生あるいは社会人になってから学ぶべきこと、それぞれその人の人生の成長過程に応じて学ぶべきことがあろうかと思います。高校の中で学ぶべきことは当然優先すべきではないかというふうに考えております。

○高比良正明委員

労働三法の話、しませんけども、産業高校は就職に直結するというところがありますので、労働組合法は特にお伝えをして、組合の闘士をどんどん輩出するというような、そういう考えまでやるぐらいのね、それぐらいの気持ちでないと法教育とは言いませんよということだけ言っておきます。

人間力の育成のための法を学ぶ機会、簿記の受験勉強とは異なる勉強の手法をも、この資格を勉強することによって学ぶことができるというふうに考えます。大学試験に有利でないということは、生徒もそもそもそれは分かってるわけです。それでも別の資格を学ぶ生徒数が見えてくれば、あまりにも現実的な数字が今度は産業高校の実績として露呈をしてしまうということを恐れているのかもしれませんが、見える化されるからこそ検証ができるのですよということをお伝えして、同好会でもいいので、これ呼びかけてみてはどうですかという提言をして、次に移ります。

産高ではツーブロック禁止の校則を長年生徒に強要し続けてきましたけれども、私が交渉して規則をなくさせたということがありました。当時、企業面接を規制の理由としておりましたが、解禁後、企業の人事担当より髪型について問題視する指摘はあったでしょうか。ない場合、産業高校側の企業への忖度が生徒を萎縮させ続けたと考えられますが、まだ同様の校則などはほかにも残っているでしょうか。残っているならば、改善の意向はあるでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

まず現状、産業高校生の進路が就職、進学いずれも学校推薦というところが多数になってございますので、平素からの生活習慣や社会マナーの指導には注力しておるところでございます。企業様のほうからも、若年層社員のマナー指導や服装、髪型については御苦労されているといった声とともに、産業高校の卒業生はしっかり指導されているというふうな一定評価を頂いているところではございます。もちろん髪形などは時代の変化とともに価値観が変わっていくものと考えておりますので、学校内での指導内容もその時々に応じて見直していくべきものというふうに考えております。また、御指摘の髪型等につきましても、時代の変化に合わせて見直しをさせていただいたところでございます。

また、なお、産業高校では、生徒会を中心に、生徒の自治による環境改善の取組というのを行っております。校内美化、遅刻

防止、あるいは適正なスマートフォンの使用など、生徒自身によって啓発活動を行う、そういう取組をさせていただいているところでございます。

○高比良正明委員

高比良の交渉は不要ですというような、自然に変わったんですというような答弁でしたけども、どれだけ交渉を続けて堅い壁を乗り越えたかということはもう一回確認されたほうがいいと思いますね。

生徒の自主性が優れているというような答弁でもありましたけども、それは自主ではなく自粛ではないのでしょうか。ライムライト的な価値観では通用しても、現代は自主的に考えて挑戦する、動く人材が求められているということも多く、そのような生徒が多数いるなら、産高は学園紛争が起こってもおかしくないと思うほど窮屈な生活を強いられているように見えます。

他校では制服や校則について、生徒会が廃止するなども行われていますが、そのような生徒が勝ち取ったものを具体的に教えてください。

○橋本純産業高校学務課長

まず、産業高校の生徒というのは、進学にしろ就職にしろ、受験勉強というのがありません。ふだんから学んで資格を取って部活動にも積極的に参加するということで自分の進路に結びついていきます。ですので、生徒たちは、ふだんからきちんとしておかないと自分たちの将来に影響するという、そういう自覚が生まれてきます。

もちろん、髪も服装も自由にやりたい、そういう生徒もおります。おおむねですけども、アンケートを取ると、校則に納得している生徒が７割、不満な生徒３割というふうなアンケート結果も出ます。もちろんこの３割の生徒に対してどう理解を進めるとか、また７割、納得してくれている生徒についても、じゃ、その落としどころがどこなのかという辺りは、それこそ生徒会の中で考えていく、そういう取組を始めさせていただいているところではあります。

ですので、具体的に、勝ち取ったとおっしゃる部分は現時点ではありませんが、まさしくそういう取組を始めておると、そういうところでございます。

○高比良正明委員

先ほどのツーブロックも勝ち取ったものではないということを今、自白をされました。

○南加代子委員長

高比良委員、言葉気をつけてください。

○高比良正明委員

はい。

今の答弁でも、生徒は教師に対して隷従を強いられておるというふうに受け取れる答弁でした。規則を明文化せず、生徒の自治に全てを任すのが理想ということであれば、さらに成熟した成人の群れである国に法律は不要ということになります。しかし、本議会ですら自分たちでつくった条例を積極的に破っている状態で、行政を監視する議会をさらに監視する役割が必要となっておりますから、明文化された決まりは必要ということになります。

その上で、異動もしない、教育委員会で社会にもまれることもない、固定をした価値観を持った教員の決められた「ちゃんと」に縛られることが、社会の求める自立した人間育成につながるのでしょうか。刑務所ですら裁量権を持たせ始めております。監獄法廃止を超える創立130年を迎える産高についても、裁量権を生徒に渡さないということは卒業後の苦しみにつながっているように思えてなりません。生徒に自由を保障しないから、生徒から声が出ず、それは子どもの権利条約やこども基本法の６つの

基本理念に明確に違反をしているというふうに考えますが、それをどう守っていながら生徒の自由を侵害し続けられるのでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

まず校則のところについてですが、全く明文化しないということではなくて、校則の在り方については、生徒とも一緒に考えていけるようにしようというふうな取組をしておるというところでございます。

○高比良正明委員

今さらになりますけども、校長以下全ての教員は、少なくとも、さきの６理念の本となっております子どもの権利の４原則を徹底的に学校統制の仕組みに取り入れるべきだとして、次の質問に移ります。

国際交流会では、Ｚｏｏｍ等を使用してフィリピンなどアジアの講師との会話によって英会話の学びというものが社会人では行われておりますが、そのような費用対効果の高い方法は行われているでしょうか。そのような日常的な会話は、社会情勢などの理解を含めて社会人としての自立の上でなければ、小学生や旅行者の会話の域を出ないと思われます。

また、韓国では日本による植民地加害の歴史教育を受けた若者と交流すると想定をされますが、価値観等の違いを互いに本気でぶつけ合うことで互いの理解が醸成されるとすれば、産業高校ではどのような近現代史の教育が行われているでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

まず、国際交流といいますか英会話教育についてでございますが、産業高校ではＡＬＴを配置することで、現状、オンラインではなく対面の会話によって英会話が学べる、そういう環境を用意しているところでございます。

また、漢江メディア高校との交流においてですけれども、海外の友人をつくり、お互いの文化に触れる大変貴重な機会、これを通じて価値観の違いにも気づくことができるのかなというふうに考えております。

学校の指導内容、授業内容というのは学習指導要領に基づいて行うべきものと考えておりますけれども、海外との交流を続けることが、相手のことを理解し、また日本のことも理解していただける、そういう関係が出来上がっていくのかなというふうに考えてございます。

○高比良正明委員

最近では英会話教室でも、教室に集まることなくオンラインで学んでおります。ＩＣＴ化が非常に遅れている裁判所ですら、ｍｉｎｔｓやＴｅａｍｓを利用して、法廷に行かずとも裁判は行われるようになっております。それをあえて対面にこだわっておられますが、生徒がそれぞれ画面を通じてマンツーマンで会話を学ぶ方式と比較して、費用対効果はいかがでしょうか。

そして国際交流の部分では、学習指導要領について言われましたけども、これ、教科書に載ってる話ですからね。韓国も米国も、友人をつくるというのは、単に上辺だけの食べ物がおいしいとか景色がきれいとかいった話題だけではなく、それぞれの国の歴史、関わり方も含めて互いの考え方の違いを話し合い、違いがあることを認識しなければ、深く知り合えないのではないでしょうか。生徒同士は個人であって、国家の代表ではないからこそ、忌憚のない意見を話し合うことで、本音でぶつかり合う人間関係が発生するのではないでしょうか。

被害国と加害国の間には大きな溝があり、加害国内でも、その国内で国民が国家にひどい目に遭わされている例があります。日本でも皇軍であってすら棄民をされておりますし、韓国で軍事政権が終わったのは

1993年、米国ではいまだにジム・クロウ法を国家が国民を分断して適用させている始末です。そのような部分を見て見ぬふりをして表面上の握手をしても、それは偽善ではないでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

まずＡＬＴに関してでございますけれども、まさしく、どうしても高校の授業となりますと当然、１クラス40人おりますので１対40での指導になります。１対40の環境ですと、どうしてもオンラインということは非常に難しいかな、対面で会話するということによってでしかなかなか成立しないかなというふうに考えております。マンツーマン指導というところでどれぐらいの経費がかかるのかということについては、研究はさせていただこうかなというふうに考えております。

また、国際交流についてでございますけども、もちろんどこまで深い関係をつくれるかというところまでは分かりませんけれども、まず入り口のところで、海外との友人をつくり、お互いの文化に触れるところが、まさしくそういう今後、相互理解を進めていく上の全く入り口になるというふうに考えてございます。その入り口を我々はつくっておるというふうに考えてございます。

○高比良正明委員

質問では英語の授業ですけども、これ、マンツーマンということを言うておりまして、１対40と想定はしておりません。本来、英会話教室のように、それぞれに別々の人と直接会話をすればいいんですけども、それができない場合にはＡＩとの会話も考えられます。

対面との答弁ですけども、40人の外国語指導助手と対面会話をしているわけではありませんよね。これも全授業であれば評価の問題が出てきますけれども、文法などを間違ってでも話せるようになるには、慣れるしかありませんから、海外１人旅という研修がない以上、マンツーマンで会話をする状況をつくることで、慣れる場をつくれるのではないかと考えます。

そして近現代史については、先ほども申し上げましたけども、教科書並びに副読本に載ってるような、そういう内容を知った上でその入り口に立つべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

まず英語教育に関して言いますと、そういうＡＬＴの方での対面の会話、あとプラス、コール教室というパソコンを使って英語会話を学べる、そういうシステムを導入しております。そちらのほうでも一定、英会話に親しんでもらえる環境ができてるのかなというふうに考えてございます。

海外交流につきましては、もちろん、相互理解というところが進むというのは一足飛びには難しいかなと思っております。やはりまずは入り口として、国際交流のきっかけをつくるというところから始める必要があるかなというふうに考えてございます。

○高比良正明委員

近現代史の話ですけども、これ、事前学習が多分あるはずなので、せめて交流する生徒には、少なくとも一般的な両国との関係の歴史や日本も含めての両国の自国民への加害について程度は学んで、英会話であれば無料アプリなどもありますし、一人一人にアドリブで短い会話劇を披露してもらうぐらいの体験の機会を持つように提言をして、次に移ります。

薬物乱用防止について。若者に薬物汚染が広がり、過剰摂取に起因をして飛び降りやその他自死、事故死が増えておりますけれども、実行力のある教育はどのように行

われているでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

薬物乱用防止につきましては、教員あるいは外部講師による講演などで啓発を行っているところでございます。また、講演の後には生徒のアンケートを取って、その有効性というのを検証しておるとともに、これちょっと理解が不十分だったなというふうに思われる場合には、ホームルーム等で補足説明を行うといった対応を取ってございます。

○高比良正明委員

外部講師については、過去の薬物の使用者であるのでしょうか。既に本市では小学生から薬物は蔓延しておりまして、薬物については、やめられた人はいないと言われるように累犯となりやすい犯罪の１つであるからこそ、「今使わない」を継続して、それが長期間続いている人の話を聞いてこそ理解が進むと考えられます。語り部から過去のことを聞くように、当事者の声を聞いておられるでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

外部講師の講演につきましては、毎回毎回そういう方というわけではございませんけれども、一定そういう過去に薬物乱用の経験があって、そこから立ち直られたというような方に来ていただくということはございます。

○高比良正明委員

今、授業について４つ質問をしましたけども、どれも歯切れの悪い答弁ということになります。いつも思うんですけども、これ、小中学校については教員の経験者が答弁をするということが多いですけども、産高も今、橋本課長、事務方ということになってます。そうではなくて、校長が答弁をするように変えていただけないでしょうか。

本委員会では今年度、私の提言を受けて100万円の生徒会への予算がついております。それについては、灘中高の学園祭から安芸高田市の広島県立高校学園祭への予算措置をモデルにしておりますから、産高でも学園祭を見せてくれませんかと打診をしたところ、たとえ文教委員会の８名としても視察でなければ受け入れられないなど、ハードルを課しておりますけれども、そこに生徒の顔は全く見えない状況です。生徒会ではなく、校長らが決めて橋本課長に言わせているようにしか見えないというところです。

自分たちが答弁をしないから責任ある答弁をしないのでは、議会や市民を侮っているようにも見えかねませんので、次回からは校長を答弁者として呼ぶように伝えて、次に移ります。

４番、14ページから研修、啓発の充実について。日本語指導が必要な児童生徒への人的支援について教えてください。

○松本真里人権教育課長

令和７年度、大阪府から日本語指導のための加配教員を６校に６名配置していただいております。６名の教員は、配置校を起点としながら、対象となる児童生徒の在籍している学校を巡回し、日本語の指導に当たっております。また、22名の通訳等の支援員が各学校に訪問し、別室での学習や通常の学級へ入り込み支援を行って対応しております。児童生徒の日本語習得の状況に応じて、週に３から４時間程度、日常会話や学習・生活面などの支援を行っております。

○高比良正明委員

今、小中35校あります。これ全てに外国籍の方がおられるかどうかというのは別にしますけども、今お答えいただいた人数では、これは少な過ぎるんじゃないかというふうに考えております。日本語指導が必要

な児童生徒に寄り添う時間は、もちろん人数が少ないわけですから、これも限られてくるかというふうに考えますけども、対応はできているというふうに言えるのでしょうか。

○松本真里人権教育課長

加配教員や通訳等の支援員の対応以外の場面では、児童生徒の学習用端末に翻訳アプリをインストールし、文章翻訳やコミュニケーションツールとしても活用しております。しかし、日本語指導が必要な児童生徒の本来の母語や学校生活等に関するコミュニケーションや心のケアも大切であることから、個々に応じて、学校から相談があれば、人材支援等も含め対応しております。

教育委員会としましては、引き続き大阪府への加配の増員や通訳派遣の予算確保に努めてまいります。

○高比良正明委員

これはもう大阪府がいかにええかげんかということなんで、もう質問しませんけども、これ、３月議会でも質問したもので、本来は、母語の発達の上でなければ外国語としての日本語習得は進まないという検証があるということをお伝えしました。さらに一層母語の必要性や日本の文化等を、家庭とも連携をし、家庭にもそれをお伝えしていただくよう再度提言をいたします。

次に、研修、啓発の充実についてですけども、昨年度の取組内容では、管理職対象の人権教育研修において、平和教育についての研修を実施したとありますけれども、どのような研修を実施されたのでしょうか。

○松本真里人権教育課長

令和７年度、管理職対象の研修ですが、国内外で子供支援活動や子供の権利を守る活動を行っているセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの方を講師に招聘し、過去の歴史や人が尊厳を持って生きるために平和と人権は切り離せないものであるといった国際協力の観点から、平和教育の重要性について研修いたしました。

○高比良正明委員

平和教育の充実については、管理職だけにやられているように見えるんですけども、これ、教職員全体への研修が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○松本真里人権教育課長

委員お示しのとおり、平和教育については、重点施策の１つでもあることから、管理職だけでなく教員への研修も重要であるものと認識しております。令和７年度は、人権教育担当者会等で動画教材や研修資料の情報提供を行いました。令和８年度は岸和田市平和学習プログラムを新たに作成し進めているところであり、今後も平和教育の充実に努めていきたいと思っております。

○高比良正明委員

研修については内容の充実が不可欠なんですけども、これ、今の話を聞いてても、座学だけのように思うんです。そうではなくて、やはり教職員の方々が現地へ行ってフィールドワークを実施したり、当事者から直接話を聞くという研修は、百聞は一見にしかずということで、さらに有効かと思いますが、いかがでしょうか。

○松本真里人権教育課長

委員お示しのとおり、教員がフィールドワークや当事者の講話による情報は、文献や講義だけでは得られない重要な機会であると認識しております。教職員の主体的な学びを支えるために、内容の精選や講師選定、また、現地での研修が難しい場合には、映像や動画の活用、資料館等の情報提供に努めてまいります。

○高比良正明委員

私は日本だけではなく、アジアも含めて各地の平和資料館にも行ってるわけですけ

ども、どこでもパネルや実物だけではなく、当事者の証言が映像で学べるようになっておりまして、その語りは心に響くものもありますので、予算が不足をしていて現地に向かえないと仮にしても、様々な資料で研修の充実を図るように提言をいたします。

続いて、人権を守る作品展では、毎年児童生徒の作品が数多く展示されておりますが、各学校において、教職員はどのような観点で作品の選出に当たっておられるのでしょうか。

○松本真里人権教育課長

人権を守る作品展は、毎年12月に開催いたします。人権を考える市民の集いに重ね合わせ、市内の小中学校や産業高校、夜間学級の児童生徒が作成したポスター、標語などを作品提出していただき、展示しております。

学校での作品選出に当たりましては、制作した児童生徒の思いや考えなども大切にし、また、鑑賞する児童生徒の様々な背景や感じ方等も十分配慮して選出しております。

○高比良正明委員

この作品展についてですけども、子供の自由な発想で作成をされたものであるのか確認をしますが、政府による弾圧や排外主義、それに悪乗りをする人々のヘイトデモなどがあっても、タブーに挑戦をして、作品の出来栄えとの１点で受賞作品は選ばれるのでしょうか。子供たちはテーマから忖度をさせられていると言えないでしょうか。

○松本真里人権教育課長

作品展は、子供たちが日頃の学習や体験を通して感じたこと、考えたことを自由に表現する貴重な機会であると認識しております。一方で、表現の自由は大切にしつつも、他者の尊厳を傷つけたり差別や偏見を助長したりする内容は、教育活動としてもふさわしくないものと考えております。

教育委員会としましては、子供たちが自由な発想を伸び伸びと表現できる、活躍できる機会の場を大切にし、引き続き学校と連携しながら取り組んでまいります。

○高比良正明委員

他者の尊厳を傷つけて差別を助長しているのは子供じゃないですからね。これは政府ですからね。そこを間違えないようにしてください。

それでは、今後の課題、方向性について、拡充というふうにありますけども、具体的にはどのような拡充を予定されておるでしょうか。

○松本真里人権教育課長

教育委員会としましては、最重点施策に人権教育、平和教育の推進を掲げ、今年度より新たに作成した岸和田市平和学習プログラムを基に、学校園の平和教育の取組や教職員への研修等充実させることや、日本語指導に関する人材、翻訳機器等の効果的な活用も含め充実に努めるため、拡充としております。

○高比良正明委員

外国人労働者は使い捨てるために、子供のことは市町村の単費で負担をさせ、生活は地域住民任せにしているという高市維新政権の実績がここでも浮かび上がっております。

○南加代子委員長

高比良委員。

○高比良正明委員

事実でございます。

○南加代子委員長

事実かどうかですが、今回は今回の調査報告についての評価ですので、その点についてお気をつけください。

○高比良正明委員

分かりました。ここは深掘りはいたしま

せん。

平和・人権研修については、文科省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が、子供や市民向けの平和・人権学習講座として開催をされれば使えるようにも思えます。開かれた学校の取組としても使えるのではないでしょうか。子供も共に学ぶということでよりタブーのない表現が見られると期待をしまして、次の質問に移ります。

16ページから５番、生徒指導体制、教育相談体制の充実について。ここでは不登校が課題だというふうに書かれておりますけども、エスパルや校内教育支援ルームへの登校、放課後登校をすれば出席扱いとなり、不登校の人数として計上されなくなると思います。これは５分でも登校すれば出席と数えられることで、数字のマジックも含んだ数字と考えられますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

〇石井良和学校教育課長

生徒指導体制、教育相談体制の充実について、不登校児童生徒への支援につきましては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒自らが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると考えております。教育委員会としましては、不登校児童生徒数の増減のみにとらわれず、子供たち一人一人に応じた指導や支援を行ってまいりたいと考えております。

〇高比良正明委員

これ、仮に一定時間出席をしているというふうに数字上なっておっても、遅刻などはその数字にまた見えてきませんので、虐待やいじめが潜んでいるかもしれないというふうに考えますが、対応についてはどのようにお考えでしょうか。

〇石井良和学校教育課長

登校状況やその日の様子などにつきましては、学校の教職員が見ております。その上で、気になる様子があれば、各校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が支援に入ることもあります。場合によっては、福祉部局など、関係する機関と連携して、福祉や地域への支援につなげるというケースもございます。

〇高比良正明委員

もちろん現場の教員、御覧になられてるでしょうけども、それでもヤングケアラーと思われる方の数字というものが上がってこないということもありますので、そこは留意をしていただきたいというふうに考えます。

不登校の生徒については、卒業までは関係性があるとしても、卒業後の状況の把握や切れ目のない支援については、教育委員会としても対応をする必要があると考えてます。本市ではその点について、どのようにお考えでしょうか。

〇石井良和学校教育課長

まずは義務教育在籍中に、福祉や地域につながる、関係機関と連携するということは重要だと考えております。中学校卒業時に進学先への引継ぎも一定行ってはございますが、その後の状況把握も重要であると考えますので、今後につきましては調査研究を行ってまいりたいと考えてございます。

〇高比良正明委員

現在では不登校が悪であるかのように受け止められておりますけども、義務教育というものはすべからく洗脳教育であって、それに気づいた子供が逃げ出しているというふうにも考えられるわけです。

庁舎の玄関には、さかなクンの絵が飾られておりますが、魚に特化をして研究ができたとしても、今の教育では５教科をこなすことを目的としている以上、優れた芽を

潰すことにもなります。銭原理主義を掲げる日本では、不登校でも大金持ちになった人というものは成功者ということに評価をされるでしょうし、ドロップアウトとの意味では、任天堂を世界的ゲーム企業にした山内溥さん、マイクロソフトのビル・ゲイツ氏、フェイスブックのザッカーバーグもそうなります。

今後、義務教育を受けねばならないとの価値観も変わる時代が来るということも視野に入れて、そのときにどう子供と向き合うかも考えつつ、今の子供の将来の糸も切れないように提言をして、次の質問に移ります。

○南加代子委員長

高比良委員、すみません。お子さんのことについての言葉の表現は少し危惧するところがございましたので、表現についてお気をつけください。

○高比良正明委員

はい、分かりました。

次は、学校管理のところで質問をいたします。22からの学校管理のところですね。

照明設備ＬＥＤ化における教育環境の改善ということで、２番の目的で、生活環境が整った学校施設ということになりますけども、ここにおいて、生活様式に対応した空調設備、衛生設備の充実というふうにもあるわけですけども、昨年度工事を終えた学校においても、断熱が不十分だというふうに、工事の関係者とも話して感じております。工事に際してどのような断熱措置を講じておられるでしょうか。

○倉橋良弥学校管理課長

新築する校舎につきましては、省エネルギー基準に適合するよう必要な措置を講じることとしてございます。今般改修した校舎につきましては当該基準が適用されることはございませんが、改修した校舎におきましては、外に面する窓をペアガラスにするなど断熱措置を講じたところでございます。

○高比良正明委員

欧米の建物には日本を上回る断熱基準というものが課せられておりまして、日本の学校においてもこの基準に準じた措置を取るべきと考えております。今後の整備に当たって、より高い基準での対策を講じる考えはあるでしょうか。

○倉橋良弥学校管理課長

建物内への猛暑による影響は、建物の構造、立地場所、階数によって異なることから、一律に対策を講じるのではなく、整備する建物の構造、設備や周辺環境を総合的に勘案して、必要とされる箇所に措置を講じるべきものと考えてございます。これは新築や改修を計画する建物に限らず、現に支障が生じている建物についても講じていく必要があると考えているところでございます。

○高比良正明委員

今年は先ほど答弁の猛暑を超えて酷暑という表現がなされておりましたが、今後も気候変動は続くと予想されます。断熱が効果的ですが、日本の義務化は住宅の断熱等級が2025年で４、2030年で５となっており、あまりにも低レベルで、北欧並みとするならば、日本では最上級とされております７ということになります。日本の４では違法となる程度に低くなっております。

日本は教育レベルだけではなく環境に対するレベルも低くなっておりますが、それに子供を合わさせるということならば、軍服が小さければ体を合わせろとしているのと同じとなります。このように、子供と現場教員に我慢を強いるということでしょうか。

○倉橋良弥学校管理課長

急激な気候の変動に対応が遅れているという状況ではございますが、安心して学習できる環境を確保するため、引き続き予算の確保に努め、空調設備の整備と併せて、断熱性能の低い教室への対策を講じてまいります。

○高比良正明委員

予算がないっちゅうのはどこも一緒なんで分かるんですけども、そうとしても、例えば屋上にタープのような形でシートをかけて二重屋根のようにすれば、それだけでも最上階のコンクリートの蓄熱を含めて、部屋の温度は下がるはずです。予算があれば、日照時間が長い壁だけでも外断熱や遮熱パネルを貼る方法もあります。少子化で空き教室が出るならば、それを最上階にして、もう１階下から使用することも考えられます。各学校の現場に合わせて、環境負荷も考慮して、夏から子供を守るよう、長く建物を使えるよう考慮をして仕様書を作成していただくよう提言をして、次の質問に移ります。

項目の９番、24ページから小中学校の適正配置の推進について。今年３月24日の本会議で、学校統廃合は地域と共に各市長部局とも連携して行うべき旨の発言をしましたけれども、現状はどうなっているのでしょうか。取組状況を教えてください。

○今橋章吾学校適正配置推進課長

学校適正化の取組につきましては、まちづくりの観点を踏まえ、全庁的な課題として、庁内関係各課とそれぞれが所管とする業務や制度、施設などに関して検討しているところでございます。

○高比良正明委員

現状の取組について、もう少し具体的にお教えいただけませんでしょうか。

○今橋章吾学校適正配置推進課長

まちづくりの観点を踏まえた適正化の取組につきましては、他の自治体の先行事例も参考に、庁内関係各課と検討しているところではありますが、多岐にわたる内容であり、今はまだ一つ一つ議論を積み重ねて検討している段階であるため、具体的な形でお示しできるような状況ではございません。

○高比良正明委員

まだ庁内検討の状態で、公表ができないということですので、これについて、時期を待つということにしますけども、私が指摘したように、これまでは学校の統廃合を市長部局と連携をして行うべき視点が欠けていたと思われますので、その理由についてお伺いします。

○今橋章吾学校適正配置推進課長

まちづくりの観点というものが欠けていたということではないのですけども、岸和田市におきましては、学校適正化の取組については、やはり子供たちの教育環境を第一に考えるものであることから、まずは教育委員会が取り組んでまいりました。しかしながら、学校適正化の計画案について、以前、地域の方へ説明をさせていただき、様々な御意見を頂く中、学校は地域活動の拠点であるなど、まちづくりの観点からの御意見も頂きました。

適正化の取組は地域の御理解なしには進められないものと考えておりまして、また、学校教育はもとより、地域住民の様々な活動と関わり、まちづくりの在り方と密接不可分であることから、改めて全庁的な課題として、まちづくりの観点を踏まえ、庁内関係各課と検討を進めているところです。様々な視点や考え方を踏まえ、整理、調整を進め、そして地域の方、子育て世代と十分に協議を行い、適正化の取組を進めてまいりたいと考えております。

○高比良正明委員

私が指摘をいたしました和泉市など他市事例も調査をして、本市にどのように落とし込むかも模索をしているというふうに聞いておりますけれども、機微に触れる問題ですので、今はこれ以上触れないようにして、この質問は時期が来るまで一旦保留としまして次の質問に移ります。

26ページから、項目の10番、点検・評価報告書、教員の業務負担軽減に向けた取組の推進について。昨年の取組については、目標を達成しているためというふうに記載がありますけども、晩の８時を過ぎても職員室に明かりがともっております。つまり、12時間以上勤務をしていると見られる学校が散見をされる状態にあります。この現状で達成とするなら、目標設定自体が低過ぎるということではないでしょうか。

○柿花真紀子教育総務課長

教育委員会では、教員の時間外の在校等時間の縮減となりますよう、様々な業務負担軽減策を実施してまいりました。取組を開始しまして以降、教員の時間外在校等時間は減少をしております。令和７年度の単年度の事業評価といたしまして、そういった効果から目標どおりというふうに総括評価をしております。

○高比良正明委員

単年度評価ということで目標達成ということは理解をしますけれども、それでも目標設定の低さというものは否めません。時間外在校等時間は減少しているということですけども、１日８時間、週40時間を超える残業自体、労働基準法第37条で1.25倍の雇用者への罰則として賃金に加算をされているもので、36協定を結んでいても月45時間が上限で、月60時間を超えれば1.5倍以上と定められているものであることから、本来、時間外勤務時間はなくすことが法の趣旨となっております。

しかし、過重労働が常態的に起きており、教員が疲弊している現状は続いております。それを数字で示すため、教員の休職者数とその割合を教えてください。

○柿花真紀子教育総務課長

令和７年度教員の休職者数の数値でございますが、小学校で11名、全体の割合で言いますと2.2%、中学校で８名、全体の割合から言いますと2.7%の方が病気休暇を取得しております。

○高比良正明委員

この数字の評価については後ほど申し上げますけども、現場では、事務作業が増えて子供と向かい合う時間が取れないということも聞いております。さらなる負担軽減となるよう事務方のみの職員を配置したら助かったというふうな現場の教員からの声も聞いておりますけども、運用状況を教えてください。

○柿花真紀子教育総務課長

教員の負担軽減に資する多様な業務、こちらに従事をします教員業務支援員を令和２年度から継続して配置をしております。導入当初はコロナ禍における消毒作業、こういったことが主でしたが、現在は働き方改革の一環としまして、学校や地域の実情を踏まえて配置しております。配置状況でございますが、小学校13校に17名、中学校７校に９名の支援員を配置しております。

大阪府補助金による制約もございます。ですので、配置時間も限られてはおりますが、また、現在未配置の学校もございますので、引き続き、成り手の確保とともに、継続的に配置ができますよう予算確保に努め、負担軽減策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○高比良正明委員

今年８月７日に公表の厚労省の2025年労働安全衛生調査では、過去１年にメンタル

ヘルス不調により連続１か月以上休業した労働者または退職者の割合として、情報通信業1.4％、エネルギー産業は1.1％、金融業、保険業は0.9％、これが高いわけです。教育学習支援業は0.6％となっております。

また、これに起因する退職者は、情報通信業、金融業、保険業が0.5％であって、教育は0.2％ということになっております。

先ほどの本市の数値は全国の平均よりも高くなってるということを市長、教育長は認識をして、労働者の命を守るよう厳正に指導をして、次の質問に移ります。

28ページから項目11、生涯学習基本方針の推進について。基本方針にある「あらゆる市民・住民が自由に学び、市民自治につながる力が生まれること」を目標とし、その方策や体制の整備に向けた取組を行うということであるならば、経済構造や社会病理、情報公開請求や住民監査請求のやり方などを学び、議員の政務活動費の使途に対する監査請求などの社会参画の学びと実践が必要だと考えますが、カルチャーセンターのようなものでは社会人としての血肉とはならないのではないでしょうか。

○長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

社会課題や行政施策についての学習機会を提供することは、生きがいづくりや共通の生活課題などについての学習活動などと並び、生涯学習事業の役割の１つでございます。市民の皆様の関心や必要に合わせて、行政の様々な分野について学んでいただくことができるよう、市の職員が講師となって地域に講座をお届けする出前講座を実施するほか、各地区公民館では、身近な社会課題について知識を蓄え、理解を深めることができるよう、身近なテーマで定期講座等を実施しており、今後より一層それらの充実に努めてまいります。

○高比良正明委員

再度申し上げますけども、市民自治につながる力が生まれることを目標というふうに記載があります。そうであるならば、主権者としての責務の学びが必要となります。今議会、突然私に追随をして何人もの議員が憲法や法律を言い出したので、私も根拠条文を示しますと、憲法前文及び１条で国民主権を、12条で自由と権利を不断の努力で保持せよとあります。本市自治基本条例前文を朗読しますと、「市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します」とあり、４条市民の権利で、的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利と、５条市民の責務で、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるとあります。

これに基づけば、市民が主権者であるために、本市はその支援をしなければなりません。それは市民の権利であり、本市では情報公開の請求と開示をネット上で完結できるようにしていること、それによって税金の使途の監視だけではなく、本市でも全国ニュースになったような市政を行う議会の監視が求められていることを市民にお伝えし、住民監査請求のような、その手法の学びを支援することと考えますけども、いかがでしょうか。

○長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

生涯学習事業についての御要望として拝聴させていただくとともに、引き続き、市民の皆様の関心や必要に合わせて、様々な分野について学んでいただくことができるよう、生涯学習事業の充実に努めてまいり

ます。

○高比良正明委員

これ、長谷川課長から私も驚愕をするような進歩した答弁が連発されておりますので、驚きつつも大歓迎をいたします。

３月16日予算委員会では、来年度から図書館と離れている公民館に別途図書費がつき、図書館と連携もするという答弁を得たのを皮切りに、今回、生涯学習基本方針では、市民全員主権者教育の一環として、市民オンブズ育成の決意を重く受け止めております。

まずは敬意を表して、にじの会の政務活動費で不正支出がないか、職員からあきれられるような意味のない質問はないかを厳しく監視をし、極微でもあれば行政訴訟まで判定を求めていただく市民の育成と、議会基本条例第13条で議員間自由討議が定められていますが、１回もやったことありませんので、公明をはじめ、議会広報費を条例でなくした議員はしゃべりたくてうずうずしてるでしょうから、厳しい市民からの自由な質問や批判に全議員が答える「朝まで生テレビ」式広報を毎議会開催要請を議会に頂くようよろしくお願いをして、次の質問に移ります。

○南加代子委員長

高比良委員、質問に関しては詳細もですが、まとめて端的にお願いしますね。

○高比良正明委員

はい。それでは、次の30ページから、項目12番、学び舎プログラムの実施についてです。ＶＲを使った障害理解体験会が24名、包括的性教育36名というのは少な過ぎるというふうに感じます。参加呼びかけが不足をしているのではないでしょうか。当事者意識を持って参加してもらえる工夫はしておられるでしょうか。

○長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

御質問の取組は、まちづくり実践プロジェクトの一環として、市民から提案のあったプロジェクトのうち、優れたものを市の委託事業として実施していただくものです。それぞれの実施者が行う周知活動と併せて、市では、広報きしわだ、市ホームページ、インスタグラム、チラシの配布などを実施いたしました。加えて、ＶＲを使った障害理解の体験会では、小学校３から６年生と保護者を対象といたしましたので、市立の全小学校にチラシの配布等周知をお願いいたしました。

包括的性教育では、小学生から高校生と保護者を対象といたしましたので、市立の全小中学校のほか、市内の３つの高等学校等にチラシの配布と周知の御協力をお願いいたしました。

また、対象年齢層が重なる公民館事業等では、参加者に職員からチラシ配布等で御案内をいたしました。

○高比良正明委員

ＶＲを使った障害理解体験会では、単にＶＲ体験をするだけではなく、当事者の困難さを理解したり、包括的性教育では、低年齢での望まぬ妊娠を防ぐ方法を学ぶという、踏み込んだ内容が求められると考えますが、それぞれのプロジェクトは、それらは取り扱われたのでしょうか。

○長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

ＶＲを使った障害理解体験会の実施者であるミライノには当事者家族が参加しており、ＶＲ機器を使って感覚的に体験していただくとともに、当事者家族等の体験や困難さについて語っていただきました。

包括的性教育では、高校生や保護者を対象として、予期せぬ妊娠、性感染症など性のトラブルについてや、性交するとはどういうことかなどについて、実施者からレクチャーを実施いたしました。

○高比良正明委員

再度確認をいたしますけども、学校では文科省の悪名名高い歯止め規定によって、避妊、性感染症について正しい知識を教わることがないため、本市でここ10年において14歳以下の出産が２名、全国でも20代の性感染症罹患者数が最大で、女性は感染しても無症状のケースが多く、検査を受けずに潜在化している可能性が指摘されておりますけども、４大感染症でも男よりも人数が多く、高校生から大学生の年代が多いということになってます。本事業ではそれらを予防できる具体的知識が学べるとの講師の認識でしょうか。

○長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

包括的性教育は、小学生から高校生と保護者を対象としたプロジェクトではございましたが、性感染症の広がりを体験する実験を含むワークショップも実施いたしました。

○高比良正明委員

これ、前問と同じく大きく進んだ答弁でした。包括的性教育では、教育委員会に今年４月、世界一進んだ性教育と言われますオランダのドクター・コリー・ショーとアメリカのアニメを使ったＡＭＡＺＥの動画を提供しておりますので、それらを標準として、望まない妊娠、性感染症ゼロのまち宣言を次は行うよう提言いたしまして、次の質問に移ります。

次は、30ページからの項目の14、資料の収集、整理、保存、及び郷土資料の整理、データ化の推進についてです。ここではレファレンスの回数というものが記載をされておらないんですけども、レファレンスのデータベース化は行われないのでしょうか。

○宇野義文図書館長

図書館で行っているレファレンスの回数ですが、令和５年度が911件、令和６年度が777件、令和７年度が652件でした。点検・評価シートへのレファレンスの回数表示につきましては、次年度から記載するようにいたします。

また、レファレンスのデータ化につきましては、現在は行っておりませんが、国立国会図書館が全国の図書館などと共同で構築しているレファレンス共同データベースがございますので、今後はそちらを活用させていただきたいと考えております。

○高比良正明委員

国立国会図書館のレファレンス共同データベースについて、私も利用をしております。これについて、この活用に予算がかからないということも聞いておりますので、これは早く行っていただけますように提言をしまして、次の質問に移ります。

38ページからの16番、スポーツ施設の適正な管理運営と計画的な再編整備についてですけども、ここで、評価の各運動広場の利用者数と稼働率について教えてください。

○仲村英二スポーツ振興課長

令和７年度の利用者数ですが、牛ノ口公園運動広場が１万4375人、久米田公園運動広場が4981人、葛城運動広場が１万7514人、春木運動広場が9054人、八木運動広場が4661人となっております。

次に稼働率ですが、こちら令和６年度のものになるんですけども、牛ノ口公園運動広場が約52％、久米田公園運動広場が約21％、葛城運動広場が約38％、春木運動広場が約20％、八木運動広場が約30％となっております。

○高比良正明委員

それでは、牛ノ口公園運動広場の利用者の年代について教えてください。

○仲村英二スポーツ振興課長

牛ノ口公園運動広場の利用者の年代でございますが、野球の利用者は中学生のチー

ムなど、若年層の割合が高くなっています。また、グラウンドゴルフの利用者は高齢者の割合が高く、サッカーの利用者は若年層から中年層まで幅広い年齢層となっております。

○高比良正明委員

１番の問いでも、牛ノ口運動広場よりも葛城運動広場のほうが利用者数が多くなっているということが明らかになりました。改めて、牛ノ口運動公園広場のリニューアルを優先的に行う理由についてお伺いします。

○仲村英二スポーツ振興課長

牛ノ口公園運動広場は最も稼働率の高い運動広場でございまして、施設改善への市民ニーズが高い施設なんですけども、供用開始以来、十分な対応ができていなかったということで、グラウンド状態は非常に劣悪となっておりまして、機能性、安全性に欠けている状況となっております。

そのような中、岸和田市スポーツ協会や利用者団体などから、かねてから改善に向けた要望を受けておりまして、利用者の安心、安全を早期に確保するためにも、牛ノ口公園運動広場のリニューアルを現在進めているところでございます。

○高比良正明委員

様々な角度で何回も質問繰り返してますけども、これでも牛ノ口公園運動広場の改善を優先した理由というのがよく分からないわけです。市長は８月25日、電車からグラウンドがよく見えてＰＲになると言われましたけども、今、木で覆われてますので、木を伐採するのが先じゃないんですかと。しかも、あれ、通過をするとしても、長くても数秒しか見えないので、見えませんよということを指摘しておきます。

駐車場も狭く、利用者は民間駐車場を現在利用されておりますけども、そこに建物が建つということになれば、駐車場はなくなりますので、これまた大変不便になるということです。

利用率はナイター設備によって上がっておりますけども、近年では、だんじりの音どころか太鼓の練習の音ですら苦情がある御時世となっておりますから、住宅街にある牛ノ口で夜にうるさいとの苦情が発生するということも考えられます。８月26日、岸田議員が山手の活用を質問されていましたが、私も郊外の活用を再考すべきだと苦言を呈して、次の質問に移ります。

40ページからの項目17番、市内文化財を活用した普及行事の開催について。行事について、特化をした時代のものへの注力ばかりで、近現代史の視点が欠けているのではないでしょうか。

○井上慎二郷土文化課長

委員御指摘のとおり、企画展示につきましては、岸和田城での開催のため、岡部家の関連しているものや岸和田城を中心とした時代が多くなってございます。また、本市所蔵の所蔵品が近現代、特に現代史におきましては相対的に少ないといった現状もございます。

しかしながら、展示のテーマによりましては、市内出土の土器でありますとか、久米田寺、久米田池といった古代、中世、さらに、明治、大正、昭和の資料のほうも展示してございます。

さらに、令和７年度につきましては、戦後80年をテーマに歴史講座を開催するなど、その時期に応じた事業を心がけておるところでございます。

○高比良正明委員

昨年10月に、府内の軍事と戦争の土木遺産についての講座が市の主催で開催をされておりますが、それでもまだまだ近現代史の視点が欠けているように見えます。

アウシュビッツなどから歴史を学ぶ旅をダークツーリズムといいまして、観光の１つということにもなっております。本市では、私が交渉して、少しだけ残っておりますけれども、春木中学校の岸和田紡績の嘆きの壁などが該当するでしょうし、８月27日、中岡議員が発言された自泉会館は、その労働者の嘆きや血の積み重ねの搾取を原資に建築をされたものであり、その歴史をだますような遺産を残していくべきだというふうに考えます。

また、開発されずに残っている古墳なども、きちんと保存されているとは言い難いものもあります。それら文化財でなくても本市として残していかなければならない歴史的な遺産は多くありますけれども、それらを今後どうしていく予定でしょうか。

○井上慎二郷土文化課長

指定文化財でないものにつきましては、重要であるか、また、残すべきであるかという思いは、個人個人によって大きく異なるものと考えてございます。また、指定されるものにつきましては、文化財保護審議会での審議を経て保存されていきますが、所有者の意向もございますので、全てにおいて保存していくということは困難でございます。

現在、当課では、文化財保存活用地域計画の策定の準備を進めてございます。これは、未指定文化財を含む市内の文化財全体を把握していくものでございます。この計画によりまして、一定の把握は行えるものと考えておるところでございます。

○高比良正明委員

戦跡を見て回りますと、なくなってしまったものもたくさんあって、近所の人に尋ねても正確な場所が分からないということも多々あるわけです。さきの講座において、私は残念ながら参加はできませんでしたけども、中西裕見子講師は、戦後80年を迎え、戦争体験者が減少して記憶が薄れていく今、戦争経験者の言葉に代わり、遺跡など土木遺産が物的証拠となって戦争の語り部として果たす役割の重要性を解説されたというふうに聞いております。

記憶に頼れば、都合の悪いことはないものとされ、美化をされていきます。岸和田紡績に関連する歴史的な遺産は除却され続け、朝鮮人労働者が流した血は無視され、にぎわっていたことだけが記憶として語られております。また、岸和田でも空襲があり、戦災についても、１トン爆弾が落とされたり、疎開道周辺で死者６名、家屋約130軒が焼失したり、春木の航空機部品工場へのＰ51戦闘機による機銃掃射で２名が殺されていますが、いずれの慰霊碑などもなく、場所の特定もできません。

このように、検証もしないし死者は打ち捨てるとの姿勢が明らかとなっておりますが、現物が保存できなくてもマップを作成し残していくという手法があります。岸和田紡績資料については、私も図書館に渡したところ、府立図書館や大学図書館などの蔵書データベースにはあっても、本市では捨てたようで検索できなかったのですが、都合の悪いものは捨てるという姿勢は改め、後世の市民が歴史を学べるように改善を提言して、最後の質問に移ります。

42ページから、項目の18番、屋内外における多彩な行事の開催について。本市では、竹つながりでアドベンチャーワールドと連携があります。このつながりから、自然資料館が生き物関連の共同企画などを開催できないでしょうか。

○井上慎二郷土文化課長

アドベンチャーワールドの担当者とは、神於山保全くらぶさんが事務局として年に数回開催されております、きしわだ森づく

り交流会で同席する機会がございまして、その際に自然資料館が協力しております岸和田フクロウの森の関連で、将来的に共同での事業の可能性を現在探っているところでございます。

また、都市整備課、大阪公立大学、日本バードレスキュー協会と共同で、神於山をはじめとしました岸和田市の丘陵地域でのフクロウ調査を行っておりますが、アドベンチャーワールドの運営会社であります株式会社アワーズさんが活動しておりますアドプトフォレスト内でそれを実施することを検討してございます。

今年は時期の関係で実施できませんでしたが、来年以降の実施につきまして、現在５者で具体的な打合せを行っておりまして、将来的にはアドベンチャーワールド担当者も関わった調査研究に発展させてまいりたいと考えてございます。

○高比良正明委員

アドベンチャーワールドとの接触はあるということですけども、昨年６月28日より白浜町の目玉となっておりましたパンダがいない状態で、相手方も体験型の企画など、新しい魅力創出に取り組んでいる時期ですので、時期を逃さず、事業が実現するように伝えて、私の全ての質問を終わります。

○小西拓槙委員

12ページの学校教育課さんへの質問です。12ページ、生徒指導体制、教育相談体制の充実ということで、５番、令和７年度取組内容の中で、生徒指導支援員を２名配置し、生徒や保護者に対して面接などの支援を行ったとありますが、こちらの具体的な活動内容をお聞きしたいです。

○石井良和学校教育課長

まず、生徒指導支援員ですが、こちらは警察ＯＢの方に担っていただいております。活動内容としましては、いじめや暴力行為、虐待事案などに対する学校への対応に関する助言、学校危機管理体制の整備助言等を行っていただいております。具体的には校内巡回や面接指導を行いまして、児童生徒の非行防止に関しての取組を担っていただいてございます。

○小西拓槙委員

ありがとうございます。こちらの効果について教えてください。

○石井良和学校教育課長

こちらにつきましては、先ほど答弁申し上げました担っていただいてる内容に準じて活動していただいてる中で、まず教職員、先生方への指導に関する助言、それから校内指導体制の助言を行っていただいておりますので、例えば問題行動やトラブルが起きた際の円滑な解消や対応につながっている面もございます。

また、警察ＯＢの方でございますので、岸和田警察や岸和田少年サポートセンター等の関係機関との連携も円滑に行うことができるというような効果が上がってございます。

○小西拓槙委員

ありがとうございます。こちらの配置人数や回数について教えてください。

○石井良和学校教育課長

生徒指導支援員ですけども、今現在２名の方に入っていただいておりまして、２名合わせまして年間で176回、１回６時間を勤務していただいてございます。

○小西拓槙委員

ありがとうございます。各学校の先生方が指導面で大変苦慮されていると私自身、聞いてます。この支援人材の拡充をして、事業概要でもありますように、全ての子供たちが安全、安心に学校生活を送れるよう、学校支援につなげていただけたらなと提言しまして、私の質問を終わります。

〇藤原豊和委員

それではまず資料の番号で24、25ページ、生涯学習課さんに質問をさせていただきます。

成果目標にフラッグシップ事業を実施するとありますけども、令和７年度は実施されていないということです。それでも総括評価を目標どおりとしたのは、どのような判断によるものなのか。事業を実施できなかった場合にどの評価区分とするのかを年度当初に想定していたのか。想定していなかったのであれば、今後は年度当初に目標値を設定する、報告書に明記する考えがあるかどうかお伺いをします。

〇長谷川真紀生涯学習課長兼市立公民館長

５、令和７年度の取組内容に記載のとおり、生涯学習基本方針の推進では、生涯学習審議会の開催、生涯学習支援チーム会議の開催、生涯学習研修会の開催などがございます。

成果目標には、生涯学習支援チームにおいてフラッグシップ事業に向けた議論を行い実施するとしておりますが、６、評価の欄にも記載のとおり、生涯学習支援チームでの議論を経て、令和７年度は、令和８年度のフラッグシップ事業実施に向けて社会教育、生涯学習の基本を学び、テーマによって議論する期間といたしました。よって、生涯学習審議会や生涯学習研修会などの取組と合わせて、総括評価としては目標どおりとしたものでございます。

生涯学習支援チームの任期は２年でございますので、今後は２年を１つの周期として事業を実施する場合も想定し、報告書への記載について工夫してまいります。

〇藤原豊和委員

今の御答弁からいくと、目標を立てた後に実施を今年せず来年しますということになっていると思いますので、目標を立てた後に目標を変えることができるんであれば、どんな結果でも目標どおりと評価することができるというふうに考えますので、複数年度で取り組む事業であれば、年度ごとの到達点というのをあらかじめ設定して、市民が評価の根拠を確認できる報告書にいただくようにお願いをして、この質問を終わります。

次ですが、郷土文化課さんにお伺いします。資料のページは38、39ページ、自然資料館事業においてですけども、年間の入場者数の目標が２万5000人に対して実績が２万1315人、普及イベントの目標が90回に対して71回、ウェブの公開用標本データベースの目標が1000件に対して900件と、複数の成果指標が目標を下回っている状況です。それでも総括評価を目標どおりとした根拠について。空調工事に伴う臨時休館などの事情が評価に反映したものかと考えますが、その場合、どの程度までを目標どおりとするか、事前に判断基準の設定をしていたのかお伺いします。

〇井上慎二郷土文化課長

本事業につきましては、成果の指標を８項目設定してございます。そのうちの５項目はクリアしてございます。また、委員御指摘のとおり、年間入館者数につきましては臨時休館という事情による減少でございますので、実質６項目がクリアしており、ほぼ目標どおりと考えたものでございます。

また、どの程度の未達までを目標どおりとするかにつきましては、厳密に基準を設定していたわけではございませんが、過去10年間で３番目に入館者数が多かったということから達成とみなしたものでございます。

〇藤原豊和委員

今後その外部要因も考慮する場合も含めて、年度当初に基準値、目標値、評価区分

の判定基準を設定して、実績とともに報告書に示す考えというのはおありでしょうか。

○井上慎二郷土文化課長

この点検、評価につきましては、可能な限り定量評価することとなっておりますので、本事業は成果の指標に具体的に目標値を記載してございます。ただし、年ごとに変化する状況を十分に反映した基準にできていなかったという面はございますので、今後は年ごとにその状況を十分に考慮して目標値を設定したいと考えておるところでございます。

判定基準につきましては、評価の精度にも関わりますので、統一的な基準づくりというものが必要なのか、また、個別に事業ごとに設定するべきなのか、その辺りも併せまして検討してまいりたいと考えております。

○藤原豊和委員

これ、ちなみに空調工事の臨時休館というのは、もともと事前に分かっていたことなのか、急遽発生したのか、どちらでしょうか。

○井上慎二郷土文化課長

事前に前年度に予算要求をして、計画的に実施したものでございます。

○藤原豊和委員

であれば、それ込みでの目標２万5000ということなので、ちょっとこれも今の話とは違うのかなという気もします。厳密な判定基準を設定していなかったということは今の話でもよく分かりました。

ただ、年度終了後に過去10年間で３番目みたいな形で、別の物差しを持ち込んで達成したとみなすということであれば、年度当初の２万5000人という目標の設定の意味がほぼなくなってしまうというふうにも思いますので、臨時休館の影響を考慮するんであれば、事前に分かってたということですので、開館１日当たりの入場者数といった形で、そこを考慮した上での目標設定にすべきかなというふうにも思いました。

なので、今後は目標値、実績値に加えて、目標どおりとする評価区分の判断基準というのも報告書に明記いただきたいなと思っているんですけども、それか、統一基準にするのか事業ごとの基準にするのかについても、いつ頃までに御判断されるのかについてもお伺いさせてください。

○井上慎二郷土文化課長

点検・評価シートへの記載でありますとか今おっしゃられました基準の設定につきましては、重ねてになりますが、点検、評価の制度に関わる事項となってございますので、今その時期のお約束をできませんが、他の課とも調整しながら、検討のほう提案して進めてまいりたいと考えてございます。

○藤原豊和委員

御答弁どうもありがとうございます。確かにこれ、点検・評価書全体に関わる話かなと思いますが、やっぱり全体を見ましても、目標どおりと設定してる基準に対して不明確だなというところが多かったので、ちょっと今回２つ質問させていただいたのが、明確に目標達成してないにもかかわらず、してるとしているところを挙げさせていただいてるだけではあるんですけども、しっかりと年度当初に目標を達成して、できてなかったらできてないで、その原因をしっかりと振り返って次に生かすみたいな、あるべき姿の運用をしていただくようにお願いして、この２つ目の質問を終わります。

次が、学校教育課さんに質問です。資料のページは４、５ページについてお伺いをします。

放課後学習支援事業の終了についてなんですけども、放課後学習支援事業は全学年で半数以上の児童の偏差値が向上して、６

年生では92.8％となるというところで、報告書も一定の効果を認めていると思います。にもかかわらず、対象者数が限定されることを理由に事業を終了するということですので、対象が限定されるんであれば、終了だけではなくて、対象拡大や実施方法の見直しも選択肢になったんじゃないかなというふうに思いました。

事業費、参加人数、児童１人当たりの費用、学力改善効果をどのように検証した上で終了を決定したのか。また、事業終了後、参加していた児童への支援をどの事業が引き継ぐのかについてお伺いをします。

○石井良和学校教育課長

放課後学習支援事業につきましては、基礎的、基本的な学力や家庭学習習慣の定着を図ることを目的としまして、小学校３年生から６年生、定員750名を対象として実施してきました。しかし、放課後の過ごし方の多様化などもございまして、参加者が年々減少傾向ということもございました。対象学年を広げたり追加募集も行ったりしましたが、定員を満たすことがございませんでした。

それと、この現状と合わせまして、ＡＩドリル、こちらもモデル校を実施しておりましたので、その成果も踏まえ、より多くの児童生徒にとって効果のある事業として、全校にＡＩドリル事業、ＡＩドリルを導入いたしました。ＡＩドリル事業については、基礎的、基本的な学力、家庭学習習慣の定着に加え、子供たち一人一人の学習到達度や理解度に応じた学習環境をつくることを目的としておりまして、放課後学習支援事業の目的とも合致しているところもございます。

御質問いただいております事業費につきましては、放課後学習支援事業は750名を対象として、予算額は2600万円でしたので、参加者１人当たり年間約３万5000円となっております。

なお、導入しますＡＩドリルにつきましては、予算額としましては5000万円となっておりまして、全小中学校児童生徒、小学校が8619人、中学校4447人が対象となりますので、１人当たり換算しますと年間約3800円となります。

もちろん放課後学習支援事業につきましても、偏差値が向上した割合が大きいことから一定の効果があったというふうに教育委員会としても評価してございますが、やはりより多くの児童生徒にとって効果のある事業へと発展させるために、放課後学習支援事業からＡＩドリル事業へと実施しております。参加していた児童への支援としましては、ＡＩドリル等を活用しながら、個別最適な学びを行うことで支援していきたいというように考えてございます。

○藤原豊和委員

御答弁どうもありがとうございました。話を伺って、一定話も理解できる部分はあるんですけど、やっぱり対面で学習を支援する本事業とＡＩドリルでは、支援の内容、やっぱり違うんじゃないかなという感覚もあります。

放課後学習支援事業に参加してた児童がＡＩドリルに移行後も同程度の学習効果を得られるか。利用状況や学力の変化をどのように追跡、検証するのかについてお伺いをさせてください。

○石井良和学校教育課長

繰り返しの部分がございますが、放課後学習支援事業もＡＩドリル事業も、基礎的、基本的な学力、家庭学習習慣の定着に加えて、児童生徒一人一人の学習の到達度や理解度に応じた学習環境をつくることを目的としております。ただし、ＡＩドリルにつきましては、あくまでもその目的を達成す

るための補助的な役割というように考えております。

参加している児童の移行後の利用状況、学習効果等につきましては、全ての児童生徒を対象としている事業ですので、全体的な利用状況につきましては、管理的な面につきましては教育委員会が担っておりますので、都度、また定期的に、利用状況については確認をしていきます。

また、学習効果につきましては、取組内容それから学習状況を把握しながら、適切な指標については研究してまいりたいというふうに考えております。

○藤原豊和委員

ありがとうございます。金額の話ももちろんあると思うんですけども、今までそういった対面の支援を受けてきた、その支援を必要とする児童が実際にそういった支援が届いてるかどうかという点からも検証いただきたいなと思ってますし、本事業終了によって、今までこの支援を受けてたりとか、これを期待してた児童が取り残されないようにだけ強くお願いして、本質問を終わります。

同じく学校教育課さんに、12、13ページについてお伺いをします。暴力行為の件数についても記載いただいてるかと思います。暴力行為が505件から574件。69件、13.7％増加をしている状況とのことでした。特に中学校では248件から306件に増加をしています。この574件には同じ児童生徒による反復事案が何件含まれているのかについてお示しいただきたいのと、児童生徒間の暴力、対教職員の暴力、器物損壊など、どの行為が増加しているのか、件数と人数について、どのように把握していらっしゃるのかについてもお教えください。

もう１点、報告書では対応策として非認知能力を育む必要というふうに書いていますが、暴力行為等増加の、この非認知能力の関係をどのような根拠で捉えているのかについて、どんな分析をされてるのお教えください。

○石井良和学校教育課長

まず、暴力行為についてでございますが、小学校では約２割、中学校で約３割の子供たちが繰り返しの暴力行為を行っております。その総数ですけども、小学校におきましては、人数としましては、暴力行為を行ったのが265名、このうちの約２割、中学校におきましては、222名中の約３割が繰り返しを行っておりますが、繰り返し暴力行為を起こした子供たちの実人数や学校別、小中学校別の件数につきましては、現在公表はしてございません。

また、今年度この増加している件につきまして、暴力行為につきましては、小中学校ともに生徒間暴力、こちらが増加となっております。小学校では令和６年度135件から７年度が174件、中学校あるいは６年度の66件から令和７年度の139件と、生徒間暴力の増加が見られております。

こちらの要因としましては、子供たち同士のふざけ合いであるとか言い合いから手が出てしまうケース、また、なかなか自分の思いを言葉でうまく表現できずに、けんかや暴力に発展してしまうというケースがございます。やはりこの暴力行為というものを減少させるためには、未然防止の取組であるとか他者との関係づくり、また、併せて非認知能力を育む必要があるというふうに考えております。

あわせまして、この取組の、今申し上げました非認知能力の育成が必要というふうに考えてございますけども、やはりこういった非認知能力の育成を進めることによりまして、子供同士や子供と教師の関係性の構築、それによりまして心理的安全性や自

己肯定感を高め、問題行動の改善や人間関係、学級、集団づくりに生かすことができると考えております。

そういった人間関係が構築してきますと、集団環境がよくなっていきます。集団環境がよくなりますと、暴力行為の減少であったりとか、また学習環境の向上にもつながっていくというふうに考えておりますので、そういった発達支持的生徒指導の視点も入れながら、子供たちが安心、安全に過ごせる学習環境を整えていくということで考えてございます。

○藤原豊和委員

御答弁どうもありがとうございました。今年暴力件数が増えた理由について、ふざけ合いから始まったケースとか、あと、思いを言葉にできないケースがあるという話を頂いたと思うんですが、その辺りって別に今年に限ったことではないのかなと思ってまして、なかなか説明というか把握が難しい部分があるかもしれないですけども、今年69件の暴力件数が増えた、増加した、今までの違いというか、そういう部分について検討、把握されてる部分があればお示しいただけないでしょうか。

○石井良和学校教育課長

増加している点につきましては、さらなる分析は必要かと考えておりますが、もちろん暴力行為、問題行動につきましては、減少であるほうがよいということも考えておりますので、そういったところに何が、原因があるのかというところは、しっかりと専門家も交えて分析して、さらなる取組に生かしていきたいというふうに考えております。

○藤原豊和委員

ありがとうございます。暴力行為の件数だけではないとは私も思ってはいるんですけども、繰り返し暴力行為を起こしている児童生徒については、その行為の背景をしっかり把握していただいて、本人への個別支援と再発防止につなげることが必要だとは思いますので、そういった反復事案を一くくりにせず、児童生徒ごとの状況に応じて組織的に支援いただくようにお願いしたいなというふうに思いますので、お願いしてこの質問を終わります。

同じく12、13ページについて、次、いじめの認知件数と解消状況についての質問になります。次また、いじめの認知件数が530件から847件なので、これ大分、317件増加しているというふうに書いていただいてるかなと思います。積極的な認知というのも当然必要だと思いますが、認知件数の増加だけでは、学校が丁寧にその状況を把握した結果なのか、いじめ自体が増加しているのかの判断というのが難しいかなと思います。

教育委員会がこの317件の増加をどんなふうに分析されているのか。この中で、年度末時点の未解消件数、重大事態、長期化、再発、不登校につながった事案について、それぞれ何件あるのか。解消率が小学校で89％、中学校で95％ということですけども、これ、誰がどんなふうな基準で解消を判断されて、教育委員会がその判断をどう確認しているのかについて、あと解消後の再発確認も含めて、いじめの認知件数、認知から解消後の見守りまでの流れについてお教えください。

○石井良和学校教育課長

まず、いじめの認知件数が増加していることにつきましては、いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知して、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているというふうに肯定的に評価しております。

委員からもございましたように、令和７年度に認知しました847件のうち771件が解

消しておりまして、残りの76件につきましては、令和８年度も継続して解消に向けた対応を行っているところでございます。

いじめの解消ということにつきましては、いじめに関連する行為がやんでいること、そして被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが満たされるということが必要でありまして、その期間は少なくとも３か月を目安とすることが必要となっております。こういった状態であることを、被害を受けた児童生徒本人や、及び保護者に確認した後、各学校におけますいじめ対応委員会で、その情報を基に、いじめの解消というふうに判断する手順を取っております。教育委員会のほうでは、いじめに関する報告書類の確認であるとかヒアリング等によって、その都度確認をしております。

ただ、解消しているという状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るということを踏まえまして、いじめの被害児童生徒及び加害の児童生徒について、日常的に注意深く見守っていく必要性があるというふうに考えております。

御質問にもありました小中学校別の認知件数や重大事態の件数、また、再発した事案や不登校につながった事案の件数等ですが、教育委員会としましては、内容につきましては全て把握はしているところでございますが、小中学校別や個別の特定につながる可能性もあることから、詳細の件数については公表はいたしておりません。

ただ、長期化した場合、教育委員会がどのように定義しているかということでございますけども、定義というものは実際ございませんが、先ほど申し上げました、いじめの解消要件にあります３か月、こちらを超えるものにつきましては、長期的に指導や見守りが必要であるというふうに考えております。

また、解消したとしても再発確認、どのような期間、どんな方法でということでございますが、やはり教育相談であるとか個別面談、アンケート等、こちらを実施しておりまして、随時、継続して見守り、確認を行っているところでございます。

○藤原豊和委員

御答弁どうもありがとうございました。具体的な件数はもろもろの事情で公開できないことについては理解をしました。ただ、解決してない件数、割合的に90％前後以上解決してるということではあるんですけど、70件ぐらい未解決があるということは、やっぱりそれぞれ、その１件１件に関しては、自分のことは100％解決してないというのが積み重なっての70件かなと思うので、そこはもうぜひとも100％解決を目指して取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

その前提で考えると、認知件数が増えたこと自体が悪い結果と私も思ってはいないんですけども、やっぱり今日の話を伺っても、認知を積極的に進めた結果なのか、実際に何かしらの原因でいじめ自体が増えているのかというのはちょっと把握できないなと思ったので、その部分は少し、状況を正確に把握して分析するためにも把握していただきたいなというふうに思いました。再発防止と、起こって認知したからにはもう100％なくす、そこを目指してこの取組をぜひ続けていただきたいなということを希望しまして、この質問を終わります。

最後の質問、続けて大丈夫ですか。

それでは産業高校さんにお伺いします。ページが資料８、９ページですね。今まで産業高校については、この文教民生委員会と定例会でお話、何度か取り上げさせていただいてきました。商業科と情報科の志願状況だったりとか、社会の人材需要を踏ま

えての学科定員や資格取得の教育見直しを求めたりとか、あとは、平成23年策定した岸和田市公共施設最適化計画についても取り上げさせていただいて、この計画では令和７年度までの計画期間内に施設の設置目的、維持管理コスト等費用対効果を検証して今後の運営方針を決定されるというふうになっています。また、今年の委員会でも、商業科、情報科合わせた入試倍率が0.95倍となったことを確認して、少なくとも倍率１倍以上を回復するように危機感を持って取り組むことを求めました。

その上で質問をさせていただきます。平成28年の計画策定から約10年が経過して、計画期限である令和７年度もこの３月に終了しています。これまで産業高校の設置目的、市立高校としての意義、教育効果、維持管理コスト、今後の運営形態について、具体的に何を検証してきたのか。その検証結果と、令和７年度末時点で出した結論をお伺いします。

○橋本純産業高校学務課長

産業高校におきましては、令和２年の産業教育審議会答申を基にいたしまして、育成する生徒像を明確にし、教育課程の編成方針あるいは入学生徒の受入れ方針をスクールポリシーにまとめるとともに、岸和田市立の高校として、地域に有為な産業人の育成をスクールミッションとして制定し、令和４年度より新カリキュラムを導入しております。その教育効果とコストについては点検・評価報告書でも記載させていただき、検証しておるというところでございます。

なお、運営形態というところにつきましては、大阪府の動向も注視しているところではございますが、結論を出すというところには至っておりません。

○藤原豊和委員

ありがとうございます。設置目的、市立高校として意義、コストについて、この点検・評価報告書で検証していると説明いただきましたけども、具体的にどの部分でどんなふうに検証結果を出したのか、具体的にお示しください。

○橋本純産業高校学務課長

まず、学校の設置目的というところについては、この資料の事業の目的、概要というところで一定示させていただいてるところではございます。あと、その検証というところで、実際に教育効果、それが進路状況であったり資格の取得状況、あるいは生徒募集の状況というところで検証させていただいてるということにさせていただいてるところです。

○藤原豊和委員

市立高校としての意義、維持管理コスト、費用対効果、運営方法の検証結果というのはちょっと見当たらないようなふうに思うんですけども、どちらに書いているのかお教えください。

○橋本純産業高校学務課長

まず、目的というところについては、事業の目的、概要というところで書かせていただいております。また、コストというところについては、事業費というところで一定お示しさせていただいてるというふうに思っております。

○藤原豊和委員

市立高校としての意義、費用対効果、運営方法ですね。

○橋本純産業高校学務課長

目的のところにございます。目的のところ、３行ございますけれども、その中でも後段の部分になろうかと思いますが、時代の進展、社会の変化に対応できる産業界の将来を担うことができる地域に有為な産業人の育成というところを掲げさせていただ

いてるところです。

〇藤原豊和委員

費用対効果、運営方法ですね、残りが。

〇橋本純産業高校学務課長

まず、費用については、事業費のところで記載させていただいてるところでございます。それに対する効果、結果として、評価という、こちらでいうと２ページの右半分というところになりますけれども、進路状況、資格取得状況、また生徒募集状況というところがその効果というところになっておるかと思います。

〇藤原豊和委員

あまりまともに回答いただけなかったというふうに理解しましたので、この辺りはしっかりと結論を出していない状態で、上辺の回答を頂いたのかなというふうに理解をしました。まだ結論を出してないということかなと思いますけども、この令和７年度末までに答えを出せなかったことについての理由について教えてください。

〇橋本純産業高校学務課長

特に運営形態というところにつきましては、大阪府のほうでは令和４年度に大阪市立の高校を府立に移管してございます。産業高校はその大半が商業高校の課程でございますので、商業高校の動向を特に注視しておるという状況でございます。

ただ、現在のところ、大阪府としては商業高校を所管するのが初めてというところもありますし、入学定員を減らしたにもかかわらず定員割れが解消しておらないといったところで、一定御苦労もされてるのかなというふうにお見受けしておりまして、なかなか今現時点で結論を出すというところが難しいのかなというふうに考えてございます。

大阪府とは、府立高校の改革の動向ですとか、あるいは専門高校の強化策についての情報交換も行っているところでございます。

〇藤原豊和委員

令和７年度末までに結論を出すといった結論が出していないということで御答弁を頂きました。では、令和８年度の入学者選抜では商業科、情報科で定員割れが生じている状態です。教育委員会は定員割れについて、どの要因がどの程度影響していると分析しているのかについてお聞かせください。

〇橋本純産業高校学務課長

まずこれ、大阪府全体のデータではございますが、令和８年の入試、この春の入試ですけども、それが令和６年、２年前の入試との比較で、中学校卒業者全体の人数が２％ほど減少しておるというのに対して、私立高校専願での志願者というのが12％ほど増加しております。当然その分、公立高校の志願者が減っておるということになります。よく言われる少子化の影響、また授業料無償化の影響とよく言われますが、特に授業料無償化の影響が大きかったのかなというふうに分析しております。

また、今年の産業高校の入学者というのを見ますと、岸和田市内からの入学者というのが伸びた反面、貝塚市あるいは泉佐野市の中学校からの入学者というのが低調でございました。このことから、貝塚市や泉佐野市に所在する府立高校との競合というのは可能性として考えられるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

〇藤原豊和委員

少子化についても市立高校の無償化についても、今分かった話ではなくて、数年前からもちろん分かってた話だと思うので、理由がそこだけということであれば、その前提条件というのを踏まえて特に対策をし

なかったというふうに聞こえるんですが、それも前提条件で理由にはならないかと思うんですけども、その上で定員割れしている状況についての理由、原因についてお聞かせください。

○橋本純産業高校学務課長

もちろん、いわゆる公立高校志願者が減ってきておるというところで、その分、入学者の募集というところにも影響してしまっておるというふうに考えてございます。

○藤原豊和委員

なので、再三言いますが、そこは前提条件で、前々から分かってたことなので、そこ以外で、それが分かった上で、対応ができないからもう外部要因のままそうなったのか、何かしら打ち手を打ったのか、そこについてお聞かせください。

○橋本純産業高校学務課長

もちろん産業高校においては、御案内のとおり、令和４年度から新しいカリキュラムを導入しまして、特にその時点で定員割れが大きかった商業科について、一定てこ入れを、またはＰＲの強化というところを図ってきたところでございます。その結果、商業科については、ここ近年、募集については非常に増加傾向になっておるというふうに考えております。ただ、ほか、特に情報科がその分減ってしまった結果、定員割れに至ってしまったというふうに思っております。

○藤原豊和委員

今の御答弁では商業科が回復したということでしたが、令和８年度の商業科の競争倍率というのは何倍だったんでしょうか。

○橋本純産業高校学務課長

商業科に限りますと、募集定員160名に対して、今年の春の入学志願者は154名でございました。ただ、これ、新カリキュラム導入前の令和４年のときの入試でいきますと、商業科の応募者が103名でございましたので、そこからはかなり伸びておるというところでございます。

ただ反面、情報科のほうが、令和４年の時点では157名の志願者があったのに対して、今年の３月の志願者が74名に減ってしまったというところがあるかなというふうに思っております。

○藤原豊和委員

結局160に対して154なので、１倍を超えてない状況を、ちゃんとやったから頑張った結果だということで御答弁いただいたのかと思います。160に対して達成してない状況なので、それが結果として出たとは到底考えられない状況でありますので、恐らく話からいくと、外部要因を言い訳にして特に具体的に成果を上げていない状況ということが今の答弁からよく分かりました。ありがとうございます。

また、広報活動についても点検シートに書いていただいてますが、これについて、いつまでにどの学科でどの程度まで志願者数を回復させる目標なのかについて改めてお伺いする上で、さらに、どの段階で定員割れの見直しとか学科再編、運営形態の見直しをするのかについてもお示しください。

○橋本純産業高校学務課長

まず、生徒募集というところにつきましては、毎年のように定員割れをさせないところも一定目標に置かせていただいております。当然、ですので、商業科、情報科そしてデザインシステム科とも定員割れは起こさないというのは一定目標とさせていただいております。ただ、定時制については、もとよりセーフティーネットというところの性格も持っておりますので、定時制については、特に定員割れを起こさないというようなところの目標までは考えてございません。

今後、産業高校の在り方というところにつきましては、産業高校の将来像というところにつきましては、総合教育会議におきましても、市長のほうからも、産業高校がこれからどうなっていくのかということを考え、早めに手を打つ必要があるというふうに思っていますので、一緒に検討できればと考えておるというふうに頂いておるところでございます。教育委員会としては、市長部局とも連携しながら、産業高校の在り方について検討する審議会なども設置させていただいた上で、スケジュール感も含めて検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○藤原豊和委員

今、審議会って話もありましたけども、今までずっと検討を続けるだけの答弁がありましたけども、それだけでもちろん平成27年の計画から前へ進んだということにはならないと考えますので、産業高校の今後の在り方について、いつまでに誰がどのような手続で結論を出すのか、明確な期限と手続の流れについて教えてください。

○橋本純産業高校学務課長

まず、これまでの産業高校の改革というところにつきましては、令和２年の産業教育審議会の答申から新カリキュラムなどの改革を行って、その成果と課題というところも一定出てきたのかなというふうに思っております。

先ほどの御答弁とかぶってしまいますけども、産業高校の在り方のところについては、検討する審議会というのを設置させていただいた上で、スケジュール感というところも踏まえ、検討を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、文科省のほうでも、今年２月に高等学校教育改革基本方針というところで専門高校の機能強化、高度化というところを打ち出されてございます。その中では、令和13年度を期限とした財政支援策というのも示されてきております。一定、もちろん拙速な検討ということはあってはならんとは思いますけれども、この文科省のスケジュールというところに合わせた検討というのも必要なのかなというふうに考えているところでございます。

○藤原豊和委員

今の話では、その令和13年というのは国の支援の期限であって、本市の期限では一切ないので、そこは前向きにお話をしておきます。今の答弁でいくと、審議会でのスケジュールも含めて検討ということだったので、そういった答弁では結論を出す期限の回答にはなっていないというふうに考えます。

平成27年の計画では令和７年度、今年の３月までに運営方針を決定するとしていました。その期限を過ぎた今、次の期限まで審議会に委ねるのでは再び先送りになる、期限を守れない可能性が高いというふうに考えます。少なくとも審議会をいつまでに設置して、いつまでに答申を得て、教育委員会としていつ結論を出すのか、具体的な期限について示してください。

○南加代子委員長

お答えできるでしょうか。いいですか。

○橋本純産業高校学務課長

検討する審議会というところにつきましては、一定、来年度をめどに設置したいというふうに考えてございます。ただ、そこから先ということになりますと、その審議会の中でスケジュール感も含め検討していくことになろうかと思っております。

○藤原豊和委員

その審議会を設置する方針が示された点については前進というふうには受け止めますが、もともと令和７年度までというとこ

ろが２年以上過ぎるというところに関しては、危機感を改めていただきたいなというふうに思っています。

従来の検討を続けるというところとなかなか変わらない結果が、内容が多かったのかなと思いますが、既に令和７年という期限を過ぎてることを踏まえて、審議会の設置、答申、教育委員会としての決定までの工程を明確にしていただくようにお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

〇南加代子委員長

暫時休憩します。

〇南加代子委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

令和８年度岸和田市教育委員会の点検・評価報告書についての質問を続行します。御質問のある委員は、冒頭にページ番号、担当課名、該当する項目をお示しの上、御発言願います。

〇昼馬光一委員

支援体制の充実について質問いたします。タブレット10、11ページです。支援体制の充実ですが、令和７年度の取組内容で、令和６年から令和７年は介助員さんが７名増員しておりますが、介助員増員による児童生徒への効果はいかがでしょうか。

〇松本真里人権教育課長

介助員の増員により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援の充実や校内全体での支援体制強化につながる効果があります。配置校からは、児童生徒の安心、安全の確保ができ、活動の幅を広げることができた。他児とのコミュニケーションをサポートすることで、関係づくりにもつながった。校外での活動時に個別の安全確保を行うことができたといった効果を聞いております。

〇昼馬光一委員

効果は分かりました。介助員を配置することにより、子供たちにとって自立に向けての支援があることは非常に大切だと思います。令和７年度は介助員７名増員で、市内小中学校24人ですが、学校には１名ないし配置のない学校もあるかと思います。

そこで、介助員が１名配置の場合、校内に介助が必要な子供たちが複数在籍していますと、介助員１名では介助が十分でないと考えますが、教育委員会としてどのように考えているか教えてください。

〇松本真里人権教育課長

介助の必要な児童生徒が複数在籍してい

る学校からは、例えば、１人の介助員では、学年が異なる児童生徒の排せつの介助や着脱介助などのタイミングがうまくできないとか、図工、音楽、書写等の学習活動の介助を行う際には、ほかの学級の児童の介助の対応ができないというような声も聞いております。

教育委員会としましても、支援を必要とする児童生徒が地域社会と関わりながら共に自立した生活を送ることができるよう、介助員の役割というのはとても重要な存在であると認識しておりますので、今後も介助員のさらなる充実に努めてまいります。

○昼馬光一委員

ありがとうございます。介助員の配置によって子供たちの身辺自立面などの力を伸ばしていただけたり、学習活動内容や活動範囲が広がってきたというふうなことも聞きました。介助員さんは、支援の必要な生徒に非常に重要であるということがさらに分かりました。今後も児童生徒の個々の状況や教育ニーズに応じた介助員の増員配置の充実に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。これでこの質問を終わります。

続きまして、タブレット22ページ、２の概要、エレベーター整備において質問いたします。土生中学校にエレベーターを設置するための設計を実施とありますが、学校へのエレベーター設置はいつになりますか。現在の進捗状況と併せてお答えください。

○倉橋良弥学校管理課長

土生中学校へのエレベーター設置でございますが、既に請負業者の選定を終え、現地調査や工事に向けた準備を進めているところでございます。来年３月には工事を終える予定でございます。

○昼馬光一委員

中学校の大規模改造工事に関連して、今年度、葛城中学校の体育館に通じる屋外階段に屋根を設置する工事を計画されていますが、工事完了の時期はいつになりますか。現在の進捗状況と併せてお答えください。

○倉橋良弥学校管理課長

こちらは現在、請負業者の選定に向けて準備を進めているところでございます。来年３月に向けて工事を終了する予定でございます。

○昼馬光一委員

ありがとうございます。現在、令和８年度中に完成ということを聞いて安心しました。よろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

○西田武史委員

私からは２問質問をさせていただきます。

まず１問目は、タブレットの12、13ページ、産業高校についてお伺いいたします。これは先ほど藤原委員のほうから質問があった入学者数の部分なんですけれども、もう答弁のやり取りを聞かせていただいて理解した部分もありますので、この質問については、私のほうから意見だけ述べさせていただきたいなというふうに思っております。

言いたいのは、商業科、情報科の２つが令和７年、令和８年と定数を下回っていると。二、三年前の文教の場でも私、質問と提案をさせていただいたんですけれども、やはり全国的に少子化が進んでいく状況の中で、やはり、うちの産業高校もその辺を見据えた、学科の見直しであるとか定数の見直しをするべきではないかというような提案もさせていただきました。

しかしながら、先ほどのやり取りの中では、まだ具体的な検討、まあ、商業科については、令和４年に新カリキュラムをつくって、それによって志願者数が増えたとかというような御答弁も頂いたんですけれど

も、やはりこれからますます人口も減ってくる状況の中で、やはり抜本的に検討していくべきであると。

そんな中、今年の総合教育会議の中でも市長のほうからの提案もあり、来年度から審議会を正式に発足して具体的に検討していくというような御答弁内容であったかなというふうに思うんですけれども、ようやく前向きに検討していただくというのは私もよかったなというふうには思うんですけれども、やはりこういった学校というのは国からの指定とかも必要になってきますので、今年決めたから来年から、じゃ、やろうというような、簡単に進められるものでもないし、人口の減り具合というのは、もうこれ歯止めも利かない状態なんで、一日も早く検討して、一日も早く改定できるような形にやってほしいなと。

ついては、目的の中にも書かれてますように、地域に有為な人材育成という目的がありますので、前回の質問のときにも言わせてもらいましたけれども、やはり今、市内の産業はどんどん衰退化してきていると。そんな状況の中で、今、人手不足で困っているのが、やはり病院の看護師さんであるとか保育現場の保育士さんであるとか、この辺がもう目に見えて足らんというのが直面してる状況ですんで、それやったら、産業高校、３年間では習得はできませんけれども、そういう意味合いで専門性を持って、うちの市独自でそういう生徒さんを育成できるようなカリキュラムをつくっていただければ、もっと市内にも有為な人材育成につながるんではないかなというふうに思っております。

ぜひその辺も踏まえて、新たな審議会の中で、一日も早く方向性を決めて取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

もう１点が、36ページ、37ページのスポーツ振興課にお伺いいたします。これはクラブ活動の外部委託の件の報告になっているんですけれども、私自身、クラブ活動を外部委託する制度をすることによって先生方の負担が少しでも軽減されて、いいことだなというふうな思いで見ておりました。

しかしながら、今回の報告内容で、37ページのほうの評価のところで、教員の回答の中で負担がやや増えた、増えたというのが33％載ってて、減るはずやのに何で増えてるんやというような思いで、ちょっと確認をしたいと思います。

○仲村英二スポーツ振興課長

委員御指摘のアンケート結果なんですけども、昨年度、桜台中学校と久米田中学校におきまして合同でダンス部を実施しておりまして、その教員による回答ということになっております。

それで、教育の負担がやや増えた理由といたしましては、もともとこのダンス部が実は休日に部活動をしていなくて、今回、土曜日の部活をお願いしたということで、新たな場所の確保であったりとか調整が必要になったことですとか、それと、今回地域クラブとの連携調整がございましたので、そういった部分も負担になったのではないかというふうに考えているところです。

○西田武史委員

よく分かりました。回答数を見ると、たった３名。事前に確認したところ、対象になる先生が今の時点ではたった６名しかいらっしゃらない。そのうちの３名の意見というふうに伺っているんですけれども、100人とか1000人とかのアンケートの集約やったらまだ分かるんですけども、たった６人やったら、残りの３人の分ぐらいは情報を頂いて、こういうところに載せるんやから、次からはできるだけその方々の意見も集約

して公表してほしいなというのが１点。

それから、この制度は令和５年から始まっているかと思うんですけれども、この２年間でまだ４種目ですか、たったこれだけの種目数しか外部委託できてないというのはちょっと残念かなと。やはり、中学生なんかでも、小学校から上がったときに、こんなスポーツするんやとかというような夢を抱いて進学されるお子さんが、したいクラブがないとかという声も聞きますので、やはり少しでもお子さん方の選択肢を増やせるように、もっともっと担当課も努力して、窓口になるような委託先というのも開拓して、年々増やしていっていただきたいなと。そうすることによって、担当の先生方の負担というのも軽減できるように。また、先ほどの御答弁にもありましたように、負担になってる部分というのも改善できるように。そもそもの目的が先生の負担の軽減というようなことになっていますので、そこにちょっと力を入れていただきたいなというふうに要望して、私の質問を終わります。

以上です。

〇海老原友子委員

タブレット14、15ページ、お願いします。日本語指導の必要な児童への支援人材、指導員の派遣状況については、午前中の御答弁で理解しました。15ページにあります日本語指導が必要な児童生徒の交流というのが年２回実施されてるということですが、どのような交流内容、また、子供たちの参加人数を教えてください。

〇松本真里人権教育課長

本市では、日本語指導が必要な子供たちが他校の小中学生と出会い、自身のアイデンティティーを育むとともに親交を深めるために、岸和田市小中学生多文化交流会を実施しております。令和７年度は年２回、学習者用端末でオンライン交流会を行いました。１回目は７月に実施し、小中学校37名の参加がありました。

交流内容ですが、母語と日本語で自己紹介をした後に、母国についてのクイズを実施しました。２回目は12月に実施し、小中学校37名の参加がありました。自己紹介やビンゴクイズなどのゲームを通じて交流しました。子供たちからは、自己紹介は緊張したけど、自信がついた。ビンゴゲームは数字を聞き取るので分かりやすかったと聞いております。

〇海老原友子委員

ありがとうございます。端末を利用してオンラインでの交流だということが分かりました。午前中も人数がありましたけども、オンラインでの37人という参加人数、もう少しあってもいいのかなと思いました。全市的な交流となるような取組、また、オンラインではなくて直接会って子供たち自身が交流を深められるような取組も今後、検討していただけたらと思います。日本語指導の必要な子供たちが安心して学校生活を過ごすことができるような、いろいろな取組、今後もお願いします。

次に、タブレットの16、17ページ、お願いします。生徒指導体制、教育相談体制の充実についてです。子どもサポーターと子ども支援員ということ、記載があるんですけども、具体的な取組の内容、それと配置校をお示しください。

〇石井良和学校教育課長

まず、子どもサポーターについてですが、各学校には教室に入ることが困難な児童生徒の居場所としまして校内教育支援ルーム、こちらを設置しております。そちらの場所で個々の状況に応じた支援を行っております。校内教育支援ルームの校内体制の構築と支援の充実のために、経験豊かな校長の

ＯＢ等を子どもサポーターとして校内教育支援ルームに配置し、学習支援や相談支援を進めております。

昨年、令和７年度につきましては、小学校３校、新条・八木北・光明小学校に配置をしました。今年度につきましては、小学校９校、城内・朝陽・大芝・新条・八木北・八木・八木南・光明・常盤小学校に拡充をしております。

次に、子ども支援員についてですが、こちらは集団になじむのが苦手な子供たちへの対応や生徒指導に関する補助などの個別対応を行ってもらっております。昨年度は小学校２校、修斉・新条小学校、そして中学校２校、土生・北中学校に配置をしております。今年度は、今日現在では小学校１校、新条小学校と中学校１校、土生中学校に配置をしております。

こちらの子ども支援員につきましては、年度の途中でありましても学校の状況に応じて配置ができる人材ですので、適切に判断し、配置を行ってまいりたいと考えております。

○海老原友子委員

ありがとうございます。昨年度と今年度の配置状況と業務についてお示しいただきました。校内教育支援ルームが全小中学校にあり、教室に入ることが困難な児童生徒の居場所となっていて、子どもサポーターが支援してくださっていることが分かりました。

子ども支援員は個別対応を行っているということですが、昨年は小、中で２校ずつ、今年度はそれぞれ１校ずつ増えているということですが、今年度の配置状況から、今後拡充する予定はありますでしょうか。

○石井良和学校教育課長

生徒指導体制や教育相談体制の充実におきましては、こういった支援人材を活用して校内体制の構築や支援を充実させることは、大変必要であるというふうに考えております。したがいまして、年次的に拡充をして配置できるように、引き続き要望していきたいと考えてございます。そのための人材の確保等も進めていけるよう、取組を引き続き進めていきたいと考えております。

○海老原友子委員

ありがとうございます。午前中の質問でもありましたが、いじめや暴力件数が増えていると。それが直接の原因ばかりではないと思うんですけども、不登校のお子さんも増えてる中で、経験豊かな元校長とかＯＢの方々がそうやって子供たちを支援してくださっているということで、子供たちの居場所、学びの保障、とても非常に大事だと考えます。先生方の働き方改革も一緒に考えていってほしいと思います。今後とも拡充、検討していただくことを要望して、この質問は終わります。

もう１点あります。タブレットの32、33ページです。西田委員の質問にもありましたが、36、37ページでした、失礼しました。

少子化の影響で学校での運動部活が困難になっているということは、そういう学校が増えているということも理解しているところです。地域移行に向けた実証事業において、令和６年度と７年度の取組の違いを教えてください。

○仲村英二スポーツ振興課長

令和６年度につきましては、桜台中学校でサッカー、ダンス、卓球、陸上を行いました。また、葛城中学校でサッカーを行っております。

令和７年度につきましては、桜台中学校と葛城中学校がサッカーを、桜台中学校と久米田中学校がダンスを、桜台中学校と北中学校が陸上を、それぞれ合同で実施をしているところでございます。

複数校による合同クラブを実施することで、ふだんできなかった質の高い練習ができたりですとか、他校の生徒との交流ができたことが成果であったというふうに考えております。

○海老原友子委員

ありがとうございます。またプロとか専門の方に指導してもらったり、ＦＣ岸和田のグラウンドを使ったりとか、やっぱり地域移行のことで経験できることがすごく子供たちにはメリットかなと思います。他校との生徒との交流ということもとてもいい経験だと思うんですけども、デメリットとしては、どういうものがあるのか教えてください。

○仲村英二スポーツ振興課長

合同クラブにすることによるデメリットなんですけども、今回、ダンスのクラブは久米田中学校と桜台中学校ということで、中学校の場所を交互に変えながら行っておりましたので、そういった意味で、ふだんのない移動の負担とかいうのはあったのかなというふうに考えているところです。

○海老原友子委員

令和５年から始まった実証事業なんですけども、これは今後も継続するのか、今後の取組をお聞かせください。

○仲村英二スポーツ振興課長

令和８年度につきましては、夏季休業期間におきまして、地域クラブ体験会を実施しました。また、実証事業等で把握した課題の解決に向けまして、協議会を設置し、庁内関係課や関係者と協議を行っていきます。

国のガイドラインでは、令和８年度から令和13年度の改革実行期間におきまして、休日は原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すというふうになっております。本市もそれに向けまして取組を進めていきたいと考えております。

○海老原友子委員

ありがとうございます。休日が原則ということで、参加しにくいまた生徒さんもあるのかなと思いますが、やっぱりメリットもたくさんあるということで、先ほど西田委員もおっしゃってたように、中学校になったら何クラブに入ろうかなって、すごく期待を膨らましてる子供さんも多いと思います。で、入学したところでクラブがないというところら辺がないように、希望する子供たちが部活動、運動部活動ができるような取組が進んでいったらいいなと思います。

子供、保護者、先生方の声を十分反映して、今後、費用負担とかの問題なんかも、あと曜日、日曜日原則とか休日とかあるんですけども、実施曜日などの検討をしていただいて、子供たちがより参加しやすいものになるようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○南加代子委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で所管事務調査を終わります。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で文教民生常任委員会を閉会します。

（以　上）